

基山町農業委員会会議録

令和6年2月1日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	11	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	13件
議案第6号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない申出	1件
報告第5号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第6号	農地を農業用施設に使用する届出受理報告	1件
報告第7号	農地法第18条第6項の規定による通知受理報告	2件
その他(1)	経営改善資金計画書認定申請について	1件

審議開始 9時00分

審議終了 11時00分

令和6年2月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和6年第2回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、4番委員と5番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第4号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号 1番朗読

この件につきましては譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田、畑として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第2区小松集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

譲渡人は町外ですので管理が難しいので売りたいとのことでした。譲受人は、広範囲の畑ですが周辺農地も耕作されていますので、問題ないと思われます。

4番委員

場所は古屋敷地区に行く途中の農地になります。他の農地も耕作もされています。

3 番委員

周辺はお茶畑です。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号1番は、全員一致で許可します。

次に、議案第4号2番について申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号2番朗読

この件につきましては譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第6区丸林集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 1 番委員

譲渡人と譲受人は親戚関係になります。譲渡人は、農機具もなく農業をしたこともないので譲渡されます。圃場の近くにある宅地も譲渡されます。宅地は

農業用倉庫として使われます。

8 番委員

譲受人は、農機具もあり経営規模拡大です。問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号2番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号2番は、全員一致で許可します。

次に、議案第4号3番について申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号3番朗読

この件につきましては譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第7区会田地区付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

場所は長野原地区の踏切周辺の畑になります。譲受人は、現在も畑作をされているので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号3番について許可したいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第4号3番は、全員一致で許可します。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号1番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により賃貸借権を設定するものです。賃借料は10a当たり水稻15kgです。期間は5年です。場所は、第2区公民館付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

借受人は農機具も所有され経営規模の拡大です。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第5号1番について計画決定したいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第5号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第5号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号2番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は1筆当たり15,000円です。期間は3年です。場所は、第1区高尾病院付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

農業規模拡大です。問題ないと思われます。

3 番委員

貸し手が耕作を頼む場合は、管理料を払っている地区もあると聞きました。

2 番委員

圃場には水利があり水利の整備は当然しなければならない、耕作者はあっちこっちの圃場を借りている、それに伴い水利の整備作業が耕作者（借り手）にかかってきます。田植え前の忙しい時期に水利の整備をすることは大変な作業なので水利整備を手伝うことを条件に貸借するなどし、水利の維持管理を所有者と耕作者で行うことも改革した方が良いと思います。

宮浦推進委員

年々、耕作者は減ってきている。

1 番委員

5人、10人で水利整備をしていたがこれからは1、2人で長い水利を整備することが増えていくと思う。農地を貸借の時に条件をつけないと誰も受けてがない状況になると思うので何か方法を考えた方が良いと思います。

3 番委員

今の貸借で圃場を借りたときは水利の整備まで含まれていますか。
私の周辺農地では所有者が水利の整備に来られる所もあります。

事務局

農地の貸借については水利までは入っていないが慣例として耕作者が使うものなので耕作者が整備されていると思いますが、少ない人数での管理では耕作者は重労働になると思います。

3 番委員

正式な貸借をするにはどうしたらいいのか。

1 番委員

水利の整備は耕作者、水利を修理、水利設備の修理及び電気代は耕作者でしている。

3 番委員

年 1 回の水利の整備については所有者だったり耕作者だったりする。

1 番委員

所有者か耕作者のどちらか 1 人、水利の整備に出てきてもらえたらいいと思います。しかし、水利の整備に参加する人数は減っていくと思います。今回、開発で 1 つの長い水利の管理が 1 人になったので、2 つの水利をチームで管理することを考えています。

園部推進員

私はあっちこっちに圃場を借りているので水利の整備が多方面になっています。現在は所有者、耕作者のどちらかが水利の整備に来ていただいています。全部耕作者での整備なら大変なことになると思います。

宮浦推進委員

作業をする人が少なくなると水利整備は大変になると思います。耕作者と所有者で話し合いが必要だと思います。

3 番委員

貸し借りをするとき水利の整備も話し合いをしてくださいと言った方が良くと思います。

4 番委員

水の流れの関係もありますので、水利についての所有者と耕作者の話合いは必要だと思います。

2 番委員

これからは、高齢化も進み 1 人の耕作者が多数の圃場の管理をしていくことになると思います。そこで、所有者、耕作者も水利の整備に参画することで水

田を守る人を増やすことにつながるのではないかと思います。理想では貸して、借り手で水利の整備をするようにしたらより長く農地を守れると思います。

3 番委員

所有者、耕作者で管理をした方が良くと思います。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第5号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第5号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第5号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号3番朗読

この件につきましては、借り手の要望ため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区基山町営球場西側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

受け手は新規就農者で、土地の所有者から農機具を借用しアドバイスを受けながら就農されます。問題ないと思われます。

事務局

現在はみやき町で、大型農業をされている農家で研修を受けられていると聞いています。今回の就農者は営農組合、機械利用組合にも加入することが条件です。

園部推進委員

その方は農業だけですか。

事務局

農業だけです。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第5号3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第5号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第5号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号4番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第6区丸隈地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

農業規模の拡大です。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第5号4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第5号4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第5号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号5番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。6月から10月までの期間借地になり、水稻を栽培します。期間は5年5カ月です。場所は、第6区吉原地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8 番委員

受け手は表作で水稻栽培で、田植から稲刈りまでの期間を借用されます。
問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 5 号 5 番について計画
決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 5 号 5 番について、全員一致で決定します。
次に、議案第 5 号 6 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号 6 番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するもので
す。11月から5月までの期間借地になり、麦を栽培します。期間は4年7カ月
です。場所は、第6区吉原地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8 番委員

議案 5 号 5 番の裏作になります。受け手は麦の栽培で種まきから麦刈りまで
の期間を借用されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 5 号 6 番について計画
決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第5号6番について、全員一致で決定します。

次の、議案第5号7番から13番については再設定ですので朗読は省略します。

議案第5号7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号7番

この件につきましては貸し手の高齢化のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は1筆あたり10,000円です。期間は5年です。場所は、第4区仁蓮寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

圃場が受け手の自宅周辺にあり耕作しやすいので更新されます。問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第5号7番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第5号7番について、全員一致で決定します。

次に、議案第5号8番から10番については、宮浦推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局から説明をお願いします。

宮浦推進委員退室

事務局 議案第5号8番から10番

8番につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、第4区塚原地区付近にある圃場です。

9番につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。

期間は2年です。場所は、第4区塚原地区付近にある圃場です。

10番につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第4区辻地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

更新になります。圃場の管理も良く問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第5号8番から10番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第5号8番から10番について、全員一致で決定します。

次に、議案第5号11番から12番について、事務局より説明をお願いします。

宮浦推進委員入室

事務局 議案第5号11番から12番

11番につきましては、借り手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

12番につきましては、借り手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第4区南谷地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

11番につきましては、新規就農者で現場を見ましたが畔草は切られて、耕

運をされていますが、営農の実態は無いように見えました。農地パトールでも圃場の管理ができていないように思われます。営農で生活をする上で野菜の作付けなりは出来ていないように思います。町として営農の実態を書類等で確認をされていると思いますが？

宮浦推進委員

産業振興課に作付け計画は出されていますか。

事務局

新規就農ですので年に1回の報告はされていますが、現地確認の時点では耕運等されています。地域の方からの指導が必要と思われます。農業委員さんからの指導もお願いします。

園部推進委員

これからも、草が生えている状態ですか。荒れた農地を次の方に貸す場合は誰も借りる人がいないのではないですか。耕作放棄地になりませんか。

2番委員

作付計画を作成され、それに基づいて定期的に確認できるような体制をとっていただかないと次の農地パトール時に判定が農地とみなされない。

3番委員

認定新規就農者は計画を出さなくてよいのか。

事務局

認定の審査の前に計画書は出していただいています。

認定時に青年等就農計画書を県も含めての委員で判定をします。

新規就農者等の状況の確認のため現地確認を行いたいと思います。

相談できるような体制作りもした方がよいと思います。

園部推進委員

農業用機械は持っていますか。

事務局

トラクター、草刈り機は持っているようです。

議 長

確認に農業委員会でも行きましようか。どうですか。

2番委員

これから町、農業委員会として指導しどれくらいの成果が得られるか、作付計画書を出していただきそれについて助言等を行っていく。

3番委員

貸借の申請もされていますので農業への取組み意欲もあると思います。

議 長

産業振興課と農業委員会で現地確認をし、指導していきましよう。

官浦推進委員

1 2番につきましては、更新です。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第5号1 1番から1 2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第5号1 1番から1 2番について、全員一致で決定ます。

次に、議案第5号1 3番については、5番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局から説明をお願いします。

5番委員退室

事務局 議案第5号1 3番

1 3番につきましては、貸し手が病気等で労力不足のため使用貸借権を設定するものです。期間は10年です。場所は、第7区山下地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

更新です。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 5 号 1 3 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 5 号 1 3 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 6 号農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない非農地判断について、事務局より説明をお願いします。

5 番委員入室

事務局 議案第 6 号 1 番朗読

非農地通知申出書の提出がありましたので、判断をお願いします。

現況写真を投影しますので、確認をお願いします

非農地と判断された土地については、事務局より所有者へ農地に該当しない判断をしたので、農地台帳からの除外する通知を発送します。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようでしたら議案第 6 号 1 番については、農地に該当しない非農地と判断します。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 6 号 1 番は、全員一致で決定します。

次に、報告第 5 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 5 号 1 番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第6区町道うそん谷線沿いにある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第5号1番を終わります。次に、農地法施行規則該当転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第6号1番 朗読

この件につきましては、既存倉庫の老朽化により農業用倉庫を建て替えるものです。届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第1区鎌浦地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第6号1番を終わります。

次に、報告第7号農地法第18条の規定による合意解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第7号1番 朗読

この件につきましては、貸人の要望により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第2区小松地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第7号1番を終わります。

次に、報告第7号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第7号2番 朗読

この件につきましては、借人の要望により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第6区吉原地区付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第7号2番を終わります。

次に、その他（1）経営改善資金計画書認定申請がありましたので事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（1）

この件につきましては、経営改善資金計画書認定申請がありましたので、意見を求めます。今回の申請は、令和5年度から8年度にかけて肥育素牛12頭の導入資金として、JAから農業近代化資金816万円の借受を申請するものです。

申請者は認定農業者であり、労働力としては、申請者夫婦と息子の3名、経営規模の現況は、和牛43頭の飼育の他に、キャベツやブロッコリーの栽培をしております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですのでその他（1）を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和6年2月1日

署名人

議 長

委 員

委 員